



安全互助会だより

— 共済事業のご案内 —

第2号（平成28年2月23日発行）
 一般財団法人北海道高等学校安全互助会
 〒006-0005 札幌市中央区北5条西6丁目
 第二道通ビル
 TEL (011) 252-0200 FAX (011) 252-0201
 URL <http://www.h-anzen.com>



二年目に向かう共済事業

理事長 山本 富造

春の陽光に包まれる季節となりました。入学試験を突破し期待に胸を膨らませている新入生と、上級学年に進級し気持ちも新たに新学年を迎える在校生の健全な成長と、PTAの皆さんのご健勝を心よりお祈りします。

本会は災害などが発生した際に共済金を給付し、安定

した学校生活を過せるようにすることを目的として平成26年7月に北海道高等学校PTA連合会により設立され、27年4月から生徒6万6千人に教職員やPTA会員を合わせ全体で約18万7千人を対象に共済事業を実施してきました。

この度、本会では中等教育学校の皆さんを加入対象にするなどの規程の改正を行い、共済事業2年目に向け準備を進めております。本号の「共済事業のご案内」に事業内容等について概要を掲載しておりますので、ご理解の上、ぜひ、ご加入いただき、相互扶助の輪に加わってくださいますようお願いいたします。

■ 共済金・香料給付状況

平成27年4月1日～平成28年1月31日

○生徒を対象

		発生件数	給付件数	給付金額
学校 管理下	死亡共済金	0件	0件	0円
	障害共済金	0件	0件	0円
	傷病共済金	1007件	1192件	17,937,700円
	歯科補綴共済金	2件	2件	80,000円
PTA 管理下	特別死亡共済金	0件	0件	0円
	特別障害共済金	0件	0件	0円
	特別傷病共済金	3件	3件	35,900円
	香料	9件	9件	900,000円

給付件数が発生件数よりも多いのは複数回の給付があるためです

○PTA会員等を対象（PTA管理下）

P死亡共済金	0件	0件	0円
P障害共済金	0件	0件	0円
P傷病共済金	2件	2件	60,000円
総計	1023件	1208件	19,013,600円

〈学年・男女別〉

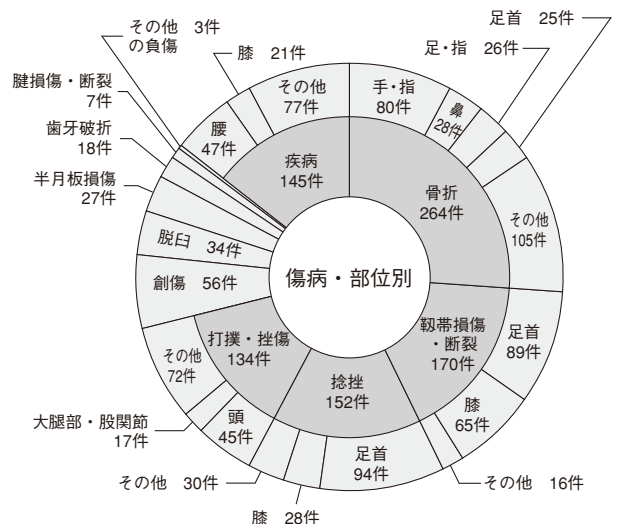
1年	381件
男	243件
女	138件
2年	372件
男	251件
女	121件
3年	257件
男	163件
女	94件
4年以上	0件

■ 生徒の傷病発生件数の分析

発生総計1010件

〈場面別〉

授業中	133件	休憩中	45件
体育	121件	休憩時間	31件
体育以外	12件	始業前	1件
行事中	55件	放課後	13件
体育行事	44件	通学中	44件
体育行事以外	11件	登校中	20件
部活動中	730件	下校中	24件
球技	626件	P活動中	0件
武道	37件	P移動中	3件
他運動部	60件		
文化系部	7件		



共 済 事 業 の ご 案 内

北海道高等学校安全互助会は、平成26年6月に北海道高等学校PTA連合会により設立され、平成27年4月から共済事業を実施しています。

安全互助会は次の事業を行います

- 学校の管理下の生徒の災害にスポーツ振興センターに上乗せして給付します
- PTA活動中のPTA会員と生徒の災害に給付します
- 高校生の心身の健康と安全のための普及啓発事業を実施します

みんなで加入し高校生活とPTA活動に安心と充実を

1 共済事業の契約者及び加入対象者

(1) 共済事業の契約者

高等学校及び中等教育学校の単位PTA会長

(2) 共済事業の加入対象者

契約した学校（単P）に所属している、原則として日本スポーツ振興センターに加入している生徒及びPTA会員

なお、加入した生徒の保護者（PTA会員）は、手続きなく共済事業の加入者となります。

加入の手続きについては、学校から案内があります。

2 会費

(1) 生徒（保護者であるPTA会員分を含む）

- ・ 全日制課程・中等教育学校・専攻科
生徒 1400円（共済会費1300円、一般会費100円）
- ・ 定時制課程
生徒 700円（共済会費650円、一般会費50円）

(2) PTA会員のうち所属する単位PTAに保護する子女が在籍していない者 180円（共済会費130円、一般会費50円）

3 被共済者（共済金等の給付の対象となる者）の範囲

(1) 加入した生徒及びPTA会員

(2) 特定の役割を行うためにPTAが主催又は共催する行事に参加することをPTA会長が認めた者

4 共済金の給付対象となる活動

(1) 生徒 「学校の管理下」及び「PTAの管理下」で発生した災害

(2) PTA会員等 「PTAの管理下」で発生した災害

「学校の管理下」とは

- ① 生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 生徒が学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 上記の他、生徒が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- ④ 生徒が通常の経路及び方法により通学する場合

「PTAの管理下」とは

- ① PTA会員等がPTA総会など会則に基づく手続きを経て決定された、PTAが主催又は共催する行事（学校が主催する行事のうち予めPTAが組織的に参加することを決めた行事を含む）に参加している場合
- ② 生徒がスポーツ振興センターの給付対象とならない活動のうち、PTAが主催又は共催する活動に参加している場合
- ③ 生徒やPTA会員等が合理的な経路及び方法により自宅と会場の間を移動する場合

5 共済事業の区分及び共済金

ここからは、本会が実施する共済事業の概要を掲載しています。詳しい内容については「共済約款」や「事業方法書」を参照して下さい

(1) 生徒

区 分	対象の活動	給 付 内 容
死亡共済金	学校の管理下	1, 000万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
特別死亡共済金	P T Aの管理下	1, 500万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
障害共済金	学校の管理下	最高1, 200万円 障害の等級ごとに事業方法書別表1に定める額 (通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
特別障害共済金	P T Aの管理下	最高1, 500万円 障害の等級ごとに事業方法書別表2に定める額 (通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
歯科補綴共済金	学校の管理下 P T Aの管理下	1本につき4万円を限度に保険外自費治療費の範囲内で2本まで (通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
傷病共済金	学校の管理下	振興センター給付額が、ひと月に1万円以上の場合にその2分の1の額。ただし、初回月分が1万円未満の場合でも、初回月分と翌月分の合計が1万円以上のときは対象とする。 (本会からの給付額の限度はひと月につき6万円)
特別傷病共済金	P T Aの管理下	スポーツ振興センターと同様の算定方法により算定した額が5千円以上の場合に算定した額(ただし、災害の発生の日からその日を含めて180日以内)

(2) P T A等

P T A 死亡共済金	P T Aの管理下	400万円 (移動中又は突然死の場合はその2分の1の額)
P T A 障害共済金	P T Aの管理下	最高400万円 障害の等級ごとに事業方法書別表5に定める額 (移動中の災害に起因する場合はその2分の1の額)
P T A 傷病共済金	P T Aの管理下	入 院 7~30日 5万円 31日以上 10万円 1災害1回限り
		通 院 3日以上 1万円 1災害1回限り

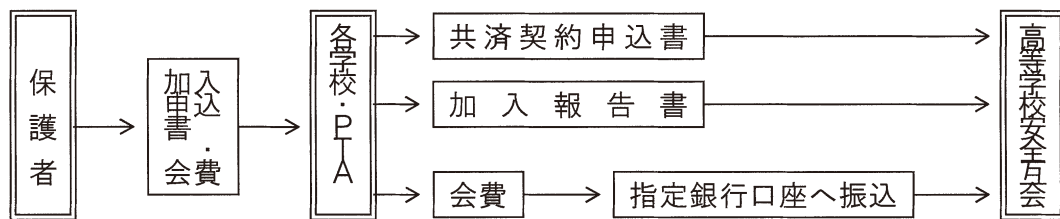
○ 「障害」関係の共済金はスポーツ振興センターの区分した等級を適用します。例えば、「障害共済金」の場合、1級は1,200万円、14級は25万円です。

※ (一般事業)

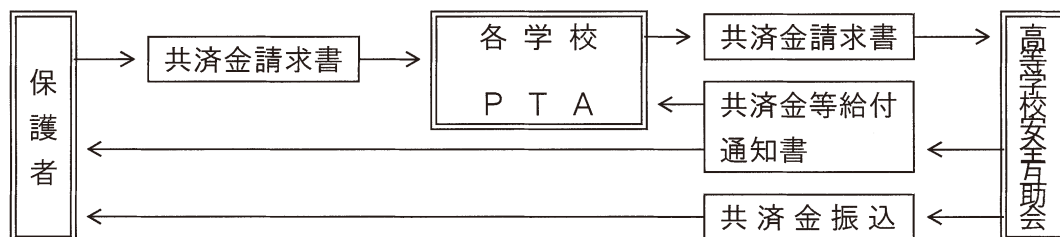
香料給付事業	生徒が死亡した場合で、スポーツ振興センター及び本会の給付対象とならなかったときに10万円を給付
--------	---

- 6 共済金を支払わない場合あるいは制限する主な場合
- ・ 被害を被った場合で損害の賠償や補償を受けたとき（「死亡」及び「障害」の場合を除く）
 - ・ 被共済者の重大な過失による場合
 - ・ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
 - ・ 被共済者の無資格での自動車等の運転中、酒に酔った状態又は麻薬等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の場合
 - ・ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産の場合
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等の事変又は暴動の場合
 - ・ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波の場合
 - ・ 旅行・集団宿泊的行事における航空機、船舶及び車両等の事故の場合
 - ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性等による災害の場合
 - ・ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛等で医学的他覚所見のない場合

7 加入・共済金請求手続き
加入手続き



共済金請求手続き



関 連 事 業

- 1 安全普及啓発事業（生徒の心身の健康と安全に係る普及啓発事業）
 - ・ 生徒の安全や健康及び健全育成に係る講演等の安全普及啓発事業
 - ・ 共済事業地域別会議（9月～11月）
- 2 助成事業（生徒の心身の健康と安全に係る高校教育関係諸団体への助成事業）
 - ・ 北海道高等学校長協会調査研究部生徒指導委員会
 - ・ 北海道高等学校長協会調査研究部学校安全小委員会
 - ・ 北海道高等学校養護教諭研究会
- 3 広報事業（財団法人及び共済事業への理解を促す広報事業）
 - ・ 「安全互助会だより」の発行・配布（7月、2月）
 - ・ 「共済の手引き」の発刊・配布
- 4 共催事業（北海道高等学校PTA連合会と共催した諸事業）

問い合わせ先

事務局 一般財団法人北海道高等学校安全互助会
〒060-0005
北海道札幌市中央区北5条西6丁目1 第2北海道通信ビル
TEL (011) 252-0200
FAX (011) 252-0201